



# 半 期 報 告 書

(第65期中) 自 平成19年 4 月 1 日  
至 平成19年 9 月30日

株式会社損害保険ジャパン

(551005)

第65期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社損害保険ジャパン

# 目 次

	頁
第65期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【業績等の概要】 .....	5
2 【保険引受の状況】 .....	7
3 【対処すべき課題】 .....	12
4 【経営上の重要な契約等】 .....	12
5 【研究開発活動】 .....	12
第3 【設備の状況】 .....	13
1 【主要な設備の状況】 .....	13
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	13
第4 【提出会社の状況】 .....	14
1 【株式等の状況】 .....	14
2 【株価の推移】 .....	29
3 【役員の状況】 .....	30
第5 【経理の状況】 .....	31
1 【中間連結財務諸表等】 .....	32
2 【中間財務諸表等】 .....	75
第6 【提出会社の参考情報】 .....	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	101
中間監査報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第65期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 正 敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 東京(3349)3111

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 會田 晋 平

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 東京(3349)3111

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 會田 晋 平

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)  
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)  
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)  
当社 北大阪支店(大阪府中央区瓦町4丁目1番2号)  
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間別	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
経常収益 (百万円)	954,189	957,053	959,146	1,931,473	1,901,599
正味収入保険料 (百万円)	708,220	707,219	702,518	1,394,783	1,386,662
経常利益 (百万円)	51,469	57,662	80,891	114,873	110,541
中間(当期)純利益 (百万円)	38,536	28,207	52,079	67,377	61,944
純資産額 (百万円)	1,106,144	1,334,773	1,456,038	1,361,582	1,454,744
総資産額 (百万円)	6,296,990	6,817,508	7,052,563	6,774,812	7,002,180
1株当たり純資産額 (円)	1,123.95	1,355.48	1,477.91	1,383.40	1,476.81
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	39.15	28.65	52.89	68.46	62.93
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	39.13	28.63	52.86	68.40	62.88
自己資本比率 (%)	17.57	19.57	20.63	20.10	20.76
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	126,631	124,628	101,572	251,049	180,655
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△78,997	△118,306	10,887	△153,146	△213,646
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,977	△12,943	△15,858	△9,153	△12,904
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	274,530	319,729	380,811	326,153	282,108
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	16,120 [4,837]	16,430 [4,768]	17,825 [5,055]	15,997 [4,818]	16,615 [4,760]

(注) 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第63期中	第64期中	第65期中	第63期	第64期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%) 695,973 (1.12)	694,760 (△0.17)	688,479 (△0.90)	1,370,920 (1.41)	1,362,785 (△0.59)
経常利益 (対前期増減率)	(百万円) (%) 51,916 (—)	49,029 (△5.56)	68,255 (39.21)	114,288 (53.95)	91,767 (△19.71)
中間(当期)純利益 (対前期増減率)	(百万円) (%) 39,126 (270.43)	22,842 (△41.62)	43,273 (89.44)	67,858 (19.26)	48,159 (△29.03)
正味損害率	(%) 57.88	59.72	60.75	61.27	64.27
正味事業費率	(%) 30.50	30.59	32.35	30.34	30.94
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%) 44,154 (17.32)	51,766 (17.24)	70,630 (36.44)	95,039 (14.91)	113,625 (19.56)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)
純資産額	(百万円) 1,146,237	1,366,642	1,461,760	1,399,719	1,474,041
総資産額	(百万円) 5,531,861	5,924,705	6,025,454	5,934,761	6,029,789
1株当たり純資産額	(円) 1,164.69	1,388.40	1,484.25	1,422.15	1,496.97
1株当たり 中間(当期)純利益	(円) 39.75	23.20	43.95	68.94	48.92
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	(円) 39.73	23.18	43.92	68.89	48.88
1株当たり配当額	(円) —	—	—	13.00	16.00
自己資本比率	(%) 20.72	23.06	24.25	23.59	24.44
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人) 14,542 [4,809]	14,718 [4,740]	15,895 [5,047]	14,394 [4,798]	14,906 [4,742]

(注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成19年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	16,712 [ 5,053 ]
生命保険事業	1,113 [ 2 ]
合計	17,825 [ 5,055 ]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員は [ ] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- 3 生命保険事業セグメントの従業員数が前中間連結会計期間と比較して大幅に減少(304人)しておりますが、当中間連結会計期間より、生命保険事業の業務の代理または代行業務を主に行っている従業員について、生命保険事業セグメントの従業員数に含めていたものを、損害保険事業セグメントに含めて記載したためであります。

### (2) 提出会社の状況

(平成19年9月30日現在)

従業員数(人)	15,895 [ 5,047 ]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時従業員は [ ] 内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

### (3) 労働組合の状況

特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済については、世界経済の拡大にともなう輸出の増加、国内民間需要の拡大により、企業収益の改善、設備投資の拡大が継続し、堅調な回復が維持されました。また、雇用情勢についても、企業の雇用不足感が強まる中、昨年度に続き着実な改善が見られました。

損害保険業界におきましては、こうした景気回復を背景に、企業向けの海上保険、賠償責任保険などが好調であることに加え、資産運用も企業からの配当増加などにより堅調に推移しております。一方、自動車保険や第三分野商品の保険金不払い問題などを受けて、業界全体で、業務改善および信頼回復に向けた取り組みを強化しております。

このような情勢の中、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受面で正味収入保険料および生命保険料が減少したものの、資産運用面で利息及び配当金収入が増加したため、前中間連結会計期間に比べて20億円増加して9,591億円となりました。一方、経常費用は、台風などの自然災害による発生損害額が減少したことにもない支払備金繰入額が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べて211億円減少して8,782億円となり、経常収益から経常費用を差し引いた当中間連結会計期間の経常利益は808億円と、前中間連結会計期間に比べて232億円の増加となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額ならびに少数株主利益を加減した結果、中間純利益は520億円と、前中間連結会計期間に比べて238億円の増加となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は以下のとおりであります。

#### ① 損害保険事業

品質向上に向けた取り組みに重点を置いたことなどにより、主力の自動車保険や火災保険などが減収となり、正味収入保険料は前中間連結会計期間に比べて47億円減少して7,025億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、利息及び配当金収入が増加したことなどにより、前中間連結会計期間に比べて99億円増加して8,716億円となりました。一方、経常費用は、自然災害の減少により支払備金繰入額が減少したため、前中間連結会計期間に比べて119億円減少して7,986億円となりました。差し引きして経常利益は前中間連結会計期間に比べて219億円増加して729億円となりました。

## ② 生命保険事業

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、遡増定期保険の販売停止などにより、生命保険料が前中間連結会計期間に比べて102億円減少した結果、経常収益は86億円減少して893億円となりました。一方、経常費用は、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、責任準備金等繰入額が減少したことなどから、前中間連結会計期間に比べて100億円減少して814億円となりました。差し引きて経常利益は前中間連結会計期間に比べて13億円増加して79億円となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料の減収などにより、前中間連結会計期間に比べて230億円減少して1,015億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得額の減少や売却・償還額の増加などにより、前中間連結会計期間に比べて1,291億円増加して108億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、増配により配当金の支払額が増加したため、前中間連結会計期間に比べて29億円減少して△158億円となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物期末残高は、前連結会計年度末に比べて987億円増加して3,808億円となりました。

資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定範囲の短期投資(※)からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保しています。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

(※) 一定範囲の短期投資：価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。

保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2 【保険引受の状況】

### (1) 損害保険事業の状況

#### ① 保険料および保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減(△)率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減(△)率 (%)
前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 18 年 4 月 1 日 至 平 成 18 年 4 月 30 日	火災	71,252	10.07	0.59	32,652	8.39	△3.15
	海上	18,799	2.66	11.56	8,143	2.09	17.52
	傷害	68,871	9.74	1.29	25,709	6.61	12.12
	自動車	337,581	47.73	△0.63	192,432	49.47	0.89
	自動車損害賠償責任	118,395	16.74	△2.40	81,289	20.90	7.22
	その他	92,334	13.06	0.90	48,738	12.53	△1.34
	計	707,234	100.00	△0.14	388,966	100.00	2.49
当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 19 年 4 月 1 日 至 平 成 19 年 4 月 30 日	火災	69,789	9.93	△2.05	28,281	7.26	△13.39
	海上	19,766	2.81	5.15	9,009	2.31	10.64
	傷害	68,917	9.81	0.07	28,376	7.29	10.37
	自動車	333,448	47.46	△1.22	196,206	50.39	1.96
	自動車損害賠償責任	116,716	16.61	△1.42	79,973	20.54	△1.62
	その他	93,899	13.37	1.70	47,498	12.20	△2.54
	計	702,537	100.00	△0.66	389,346	100.00	0.10

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

#### ② 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

	種目	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 18 年 4 月 1 日 至 平 成 18 年 4 月 30 日	火災	112,157	13.73	△5.79
	海上	22,853	2.80	11.18
	傷害	122,519	15.00	△2.31
	自動車	338,767	41.48	△0.59
	自動車損害賠償責任	122,059	14.95	△4.22
	その他	98,251	12.03	1.94
	計 (うち収入積立保険料)	816,610 (69,126)	100.00 (8.47)	△1.57 (△10.57)
当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 19 年 4 月 1 日 至 平 成 19 年 4 月 30 日	火災	109,098	13.53	△2.73
	海上	24,276	3.01	6.23
	傷害	114,416	14.19	△6.61
	自動車	334,570	41.48	△1.24
	自動車損害賠償責任	122,307	15.17	0.20
	その他	101,816	12.62	3.63
	計 (うち収入積立保険料)	806,486 (61,167)	100.00 (7.58)	△1.24 (△11.51)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料(含む収入積立保険料)」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含む。)

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	
	金額(百万円)	対前年増減 (△)率(%)	金額(百万円)	対前年増減 (△)率(%)
個人保険	8,901,067	11.48	9,432,138	5.97
個人年金保険	85,180	△2.12	83,945	△1.45
団体保険	2,092,588	3.23	2,029,668	△3.01
団体年金保険	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
	新契約+ 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+ 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	755,734	755,734	—	794,039	794,039	—
個人年金保険	1,094	1,094	—	1,188	1,188	—
団体保険	22,258	22,258	—	24,802	24,802	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

## (参考) 提出会社の状況

## (1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	対前期 増減(△)額 (百万円)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
保険引受収益	787,603	772,789	△14,814
保険引受費用	676,274	655,290	△20,983
営業費及び一般管理費	99,597	110,945	11,348
その他収支	△2,981	△2,754	227
保険引受利益	8,749	3,797	△4,951

- (注) 1 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
- 2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

## (2) 保険料および保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期 増減(△)率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
前 中 間 会 計 期 間 自 至 平 成 1 8 年 4 月 1 日 至 平 成 1 8 年 9 月 3 0 日	火災	69,584	10.02	0.37	32,123	8.40	47.68
	海上	15,678	2.26	11.90	6,795	1.78	46.33
	傷害	68,722	9.89	1.26	25,674	6.71	40.43
	自動車	334,430	48.14	△0.66	190,450	49.79	62.74
	自動車損害賠償責任	118,395	17.04	△2.40	81,289	21.25	74.17
	その他	87,949	12.66	1.30	46,137	12.06	55.79
	計	694,760	100.00	△0.17	382,470	100.00	59.72
当 中 間 会 計 期 間 自 至 平 成 1 9 年 4 月 1 日 至 平 成 1 9 年 9 月 3 0 日	火災	67,442	9.80	△3.08	27,800	7.26	42.98
	海上	16,112	2.34	2.77	7,453	1.95	49.18
	傷害	68,773	9.99	0.07	28,298	7.39	44.76
	自動車	330,201	47.96	△1.26	194,189	50.73	65.54
	自動車損害賠償責任	116,716	16.95	△1.42	79,973	20.89	73.98
	その他	89,233	12.96	1.46	45,057	11.77	53.61
	計	688,479	100.00	△0.90	382,773	100.00	60.75

## (3) ソルベンシー・マージン比率

項目		前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	2,377,414	2,520,425
	純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産 および評価・換算差額等を除く) (百万円)	449,195	502,437
	価格変動準備金 (百万円)	27,214	33,806
	危険準備金 (百万円)	—	51
	異常危険準備金 (百万円)	460,407	464,080
	一般貸倒引当金 (百万円)	856	640
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前) (百万円)	1,279,163	1,339,824
	土地の含み損益 (百万円)	27,669	39,091
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	52,746	73,208
	その他 (百万円)	185,653	213,700
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2}+R_4+R_5$ (百万円)	471,588	482,547
	一般保険リスク (R1) (百万円)	76,027	79,648
	予定利率リスク (R2) (百万円)	3,592	5,920
	資産運用リスク (R3) (百万円)	263,612	270,648
	経営管理リスク (R4) (百万円)	10,529	10,803
	巨大災害リスク (R5) (百万円)	183,248	183,935
	第三分野保険の保険リスク (R6) (百万円)	—	—
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100 (%)	1,008.3	1,044.6

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前中間会計期間末と当中間会計期間末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

#### <ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B)リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険  
(一般保険リスク)  
(第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
  - ② 予定利率上の危険  
(予定利率リスク) : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険  
(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険  
(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険  
(巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

### 3 【対処すべき課題】

当社では、昨年度の業務改善命令に基づいて金融庁に提出した業務改善計画の完遂、および3か年の中期経営計画「損保ジャパン再生プラン」（以下、「再生プラン」）の実行を経営の最優先課題と認識し、経営基盤の強化に向けた取り組みに注力しております。具体的には、「コーポレート・ガバナンス、リスク管理、コンプライアンスの実効性向上」や「風通しのよい企業風土となる仕組みづくり」のほか、サービス品質の向上、代理店基盤の拡充、事業インフラの整備などの取り組みを進めております。

今年度は、平成18年度からスタートした「再生プラン」の2年度目となります。「信頼回復から持続的成長へ」を旗印に、お客さまの目線に立った品質向上に向けた取り組みに注力するとともに、営業基盤の強化を進めています。具体的には、お客さまとの直接的な接点である保険金支払部門（サービスセンター）・代理店の業務品質の向上、お客さまに提供する商品やサービスに関する社内業務プロセスの品質向上を通じ、お客さまから選ばれる会社であり続けることにより、持続的成長を具現化してまいります。

経営目標の指標といたしましては、「再生プラン」において、規模指標と収益性指標を定めましたが、直近の業界環境や業績状況をふまえ、平成19年11月20日に、規模指標の目標数値を修正いたしました。修正後の数値は以下のとおりです。当社は、株主価値の向上に向けて、経営指標の目標を達成するべく取り組んでおります。

#### (1) 規模指標

正味収入保険料（注1） 平成20年度：1兆3,790億円

（平成19年度業績予想からの増率2.0%）

#### (2) 収益性指標

連結修正ROE（注2） 平成22年度：13%

（注1） 損保ジャパン単体ベース

（注2） 分母から株式含み損益（税引後）を控除、分子から株式・不動産の売却損益・評価損（税引後）を控除して算出したROE

（注3） 本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間末現在において判断したものであります。

### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間連結会計期間において重要な変更のあったもの、完了したものはありません。また、当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	——
計	987,733,424	987,733,424	——	——

(注) 「提出日現在発行数」には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。  
株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	323 (注) 1 参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	323,000 (注) 2 参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行) 1株当たり777円 資本組入額 1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行) 1株当たり712円 資本組入額 1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行) 1株当たり581円 資本組入額 1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行) 1株当たり574円 資本組入額 1株当たり287円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

- 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	388 (注) 1 参照	375 (注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	388,000 (注) 2 参照	375,000 (注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額 1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額 1株当たり451円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	580(注)1参照	572(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	580,000(注)2参照	572,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年 8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年 2月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日 発行)1株当たり1,167円 資本組入額 1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日 発行)1株当たり1,082円 資本組入額 1株当たり541円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

- 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5名の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	728 (注) 1 参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000 (注) 2 参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年 8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年 2月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日 発行) 1株当たり1,148円 資本組入額 1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日 発行) 1株当たり1,665円 資本組入額 1株当たり833円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権は1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

- 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議(平成18年7月21日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	324 (注) 1 参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000 (注) 2 参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から平成28年6月28日まで (注) 3 参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株あたり1,034円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照	同左

(注) 1 新株予約権は1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の割当を受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。

(5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。  
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年1月26日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	316 (注) 1 参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000 (注) 2 参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,623円(平成19年 2月15日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注) 3 参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行) 1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5 参照	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の割当を受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。

(5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。  
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年7月27日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	403 (注) 1 参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000 (注) 2 参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から平成29年6月27日まで(注) 3 参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の割当を受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。

(5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。  
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	987,733	—	70,000	—	24,229

## (5) 【大株主の状況】

(平成19年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	59,814	6.06
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済業 務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	56,322	5.70
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	48,824	4.94
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	40,908	4.14
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	40,858	4.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	39,035	3.95
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	24,000	2.43
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 株式会社損害保険ジャパン本店内	16,319	1.65
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	15,641	1.58
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	12,454	1.26
計	—————	354,176	35.86

注1. 当社はキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから平成19年10月5日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成19年9月28日現在でキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーおよび共同保有者計2社が下表のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	55,058	5.57
キャピタル・インターナショナル・インク	0	0

2. 当社は、シュローダー投信投資顧問株式会社から平成16年7月15日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成16年6月30日現在でシュローダー投信投資顧問および共同保有者計6社が下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シュローダー投信投資顧問株式会社	23,326	2.36
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	14,709	1.49
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	5,764	0.58
シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	145	0.01
シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッド	128	0.01
シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	52	0.01

3. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行から平成19年1月22日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成19年1月15日現在でみずほコーポレート銀行および共同保有者計3社が下表のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	48,824	4.94
みずほ信託銀行株式会社	13,808	1.40
みずほ証券株式会社	1,211	0.12

4. 当社は、バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から平成19年10月1日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成19年9月24日現在でバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行および共同保有者計6社が下表のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社	22,615	2.29
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)	22,547	2.28
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド (Barclays Global Investors Ltd)	11,298	1.14
バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ (Barclays Global Fund Advisors)	6,739	0.68
バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	4,536	0.46
バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC Ltd)	1,845	0.19

5. 当社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社から平成19年7月20日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成19年7月13日現在でゴールドマン・サックス証券および共同保有者計3社が下表のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Goldman Sachs Asset Management, L. P.	28,957	2.93
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	7,087	0.72
Goldman Sachs International	1,342	0.14

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

(平成19年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,205,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 978,530,000	978,500	同上
単元未満株式	普通株式 5,991,424	—	同上
発行済株式総数	987,733,424	—	—
総株主の議決権	—	978,500	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式17,000株が含まれております。なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数17個は「議決権の数」欄に含まれておりません。  
2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式656株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

(平成19年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3,205,000	—	3,205,000	0.33
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—————	3,212,000	—	3,212,000	0.33

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているもので、実質的に所有していない株式が8,000株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に入れておりますが、議決権の数8個は「議決権の数」欄に入れておりません。

## 2 【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,512	1,585	1,680	1,553	1,482	1,358
最低(円)	1,439	1,453	1,481	1,358	1,214	1,137

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。

平成19年12月25日現在の執行役員の構成は以下のとおりであります。

役職名	氏名
社長執行役員	佐藤 正敏
専務執行役員	伊藤 良雄
専務執行役員	中村 幸雄
専務執行役員	鈴木 秀夫 (関西第一本部長)
専務執行役員	木下 啓史郎
専務執行役員	布施 光彦 (東京本部長)
専務執行役員	望月 純
常務執行役員	大川 純一郎 (中部本部長)
常務執行役員	富田 健一
常務執行役員	工藤 博司
常務執行役員	杉下 孝和 (九州本部長)
常務執行役員	數間 浩喜
常務執行役員	村上 修一 (四国本部長)
常務執行役員	光内 俊雄 (東北本部長)
常務執行役員	伊藤 征夫 (神奈川本部長兼埼玉本部長兼千葉本部長)
常務執行役員	中野 久
常務執行役員	吉満 英一
常務執行役員	飯田 二郎 (中国本部長)
常務執行役員	遠藤 健 (自動車営業企画部長)
常務執行役員	松崎 敏夫
常務執行役員	福井 光彦 (関西第二本部長)
常務執行役員	石井 雅実
常務執行役員	大岩 武史
常務執行役員	櫻田 謙悟
常務執行役員	石塚 雅範 (信越本部長兼北陸本部長)
常務執行役員	栗山 泰史
常務執行役員	原永 幸治 (北海道本部長)
常務執行役員	中島 透 (関東本部長兼静岡本部長)
執行役員	浅野 俊雄 (千葉支店長)
執行役員	梅崎 俊郎 (茨城支店長)
執行役員	安齋 英明 (名古屋支店長)
執行役員	赤池 文明 (企業営業第二部長)
執行役員	金子 恭二 (お客さま相談室長)
執行役員	根本 博 (金融法人部長)
執行役員	原口 秀夫 ((休職)損保ジャパンアメリカ)
執行役員	本山 浩一 (事務企画部長)
執行役員	原 祐二 (企業営業第一部長)
執行役員	福澤 秀浩 (人事部長)
執行役員	荒井 啓隆 (長野支店長)
執行役員	井戸 潔 ((休職)損保ジャパン・システムソリューション)
執行役員	山口 裕之 (経営企画部長)

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)ならびに同規則第48条および第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条および第57条に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表および前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金	※3	166,279	2.44	170,631	2.42	196,021	2.80
コールローン		86,000	1.26	98,100	1.39	69,000	0.99
買現先勘定		69,957	1.03	103,390	1.47	28,966	0.41
買入金銭債権		20,017	0.29	38,961	0.55	18,978	0.27
金銭の信託		33,140	0.49	51,131	0.72	47,963	0.68
有価証券	※3 ※4	5,282,460	77.48	5,418,408	76.83	5,486,282	78.35
貸付金	※2 ※5	484,545	7.11	510,001	7.23	494,866	7.07
有形固定資産	※1	226,807	3.33	221,313	3.14	223,878	3.20
無形固定資産		29,423	0.43	27,342	0.39	28,340	0.40
その他資産		432,048	6.34	420,373	5.96	415,642	5.94
繰延税金資産		5,952	0.09	9,448	0.13	9,050	0.13
貸倒引当金		△19,120	△0.28	△16,534	△0.23	△16,807	△0.24
投資損失引当金		△4	△0.00	△4	△0.00	△4	△0.00
資産の部合計		6,817,508	100.00	7,052,563	100.00	7,002,180	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		4,904,337	71.94	4,968,871	70.45	4,891,683	69.86
支払備金		(723,352)		(703,424)		(698,476)	
責任準備金等		(4,180,985)		(4,265,446)		(4,193,207)	
その他負債	※3	225,164	3.30	236,201	3.35	237,585	3.39
退職給付引当金		93,407	1.37	96,523	1.37	94,959	1.36
役員退職慰労引当金		—	—	2,439	0.03	—	—
賞与引当金		15,346	0.23	16,122	0.23	13,342	0.19
特別法上の準備金		27,302	0.40	33,955	0.48	30,700	0.44
価格変動準備金		(27,302)		(33,955)		(30,700)	
繰延税金負債		217,176	3.19	242,412	3.44	279,165	3.99
負債の部合計		5,482,735	80.42	5,596,525	79.35	5,547,436	79.22
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		70,000	1.03	70,000	0.99	70,000	1.00
資本剰余金		24,230	0.36	24,233	0.34	24,229	0.35
利益剰余金		328,448	4.82	399,011	5.66	362,683	5.18
自己株式		△2,951	△0.04	△2,846	△0.04	△2,832	△0.04
株主資本合計		419,727	6.16	490,398	6.95	454,080	6.48
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		916,791	13.45	958,644	13.59	998,702	14.26
為替換算調整勘定		△2,420	△0.04	6,008	0.09	1,091	0.02
評価・換算差額等合計		914,370	13.41	964,652	13.68	999,793	14.28
新株予約権		152	0.00	467	0.01	315	0.00
少数株主持分		522	0.01	520	0.01	554	0.01
純資産の部合計		1,334,773	19.58	1,456,038	20.65	1,454,744	20.78
負債及び純資産の部合計		6,817,508	100.00	7,052,563	100.00	7,002,180	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		957,053	100.00	959,146	100.00	1,901,599	100.00
保険引受収益		891,710	93.17	868,232	90.52	1,765,470	92.84
(うち正味収入保険料)		(707,219)		(702,518)		(1,386,662)	
(うち収入積立保険料)		(69,126)		(61,167)		(137,001)	
(うち積立保険料等運用益)		(22,405)		(22,901)		(45,825)	
(うち生命保険料)		(91,639)		(81,408)		(192,997)	
資産運用収益		59,425	6.21	86,181	8.99	125,430	6.60
(うち利息及び配当金収入)		(60,535)		(81,536)		(132,126)	
(うち金銭の信託運用益)		(1,534)		(2,808)		(4,210)	
(うち売買目的有価証券 運用益)		(112)		(181)		(175)	
(うち有価証券売却益)		(17,892)		(21,248)		(30,995)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		(△22,405)		(△22,901)		(△45,825)	
その他経常収益		5,917	0.62	4,732	0.49	10,699	0.56
経常費用		899,391	93.98	878,255	91.57	1,791,058	94.19
保険引受費用		761,485	79.57	727,952	75.90	1,516,738	79.76
(うち正味支払保険金)		(388,966)		(389,346)		(820,082)	
(うち損害調査費)	※1	(32,948)		(35,938)		(69,710)	
(うち諸手数料及び集金費)	※1	(124,586)		(119,252)		(245,159)	
(うち満期返戻金)		(99,477)		(89,929)		(224,401)	
(うち生命保険金等)		(16,644)		(18,007)		(36,122)	
(うち支払備金繰入額)		(28,035)		(2,070)		(37,663)	
(うち責任準備金等繰入額)		(70,368)		(73,017)		(82,970)	
資産運用費用		9,923	1.04	6,433	0.67	15,220	0.80
(うち有価証券売却損)		(940)		(626)		(1,983)	
(うち有価証券評価損)		(2,491)		(3,839)		(3,108)	
営業費及び一般管理費	※1	127,602	13.33	141,950	14.80	256,186	13.47
その他経常費用		380	0.04	1,918	0.20	2,913	0.15
(うち支払利息)		(39)		(92)		(212)	
経常利益		57,662	6.02	80,891	8.43	110,541	5.81

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益	※3	114	0.01	1,060	0.11	3,320	0.17
特別損失		14,952	1.56	3,640	0.38	19,408	1.02
減損損失	※2	(790)		(—)		(790)	
特別法上の準備金繰入額		(3,245)		(3,255)		(6,642)	
価格変動準備金		((3,245))		((3,255))		((6,642))	
その他	※4	(10,916)		(384)		(11,975)	
税金等調整前中間(当期)純利益		42,823	4.47	78,311	8.16	94,453	4.97
法人税及び住民税等		27,767	2.90	41,825	4.36	33,848	1.78
法人税等調整額		△13,199	△1.38	△15,638	△1.63	△1,439	△0.08
少数株主利益		48	0.01	45	0.00	100	0.01
中間(当期)純利益		28,207	2.95	52,079	5.43	61,944	3.26

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	70,000	24,229	313,357	△2,857	404,730
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△12,794		△12,794
中間純利益			28,207		28,207
自己株式の取得				△186	△186
自己株式の処分		0		91	92
海外の会計基準に基づく増加			32		32
海外の会計基準に基づく減少			△353		△353
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	15,091	△94	14,997
平成18年9月30日残高(百万円)	70,000	24,230	328,448	△2,951	419,727

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	959,485	△2,633	956,852	—	469	1,362,052
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△12,794
中間純利益						28,207
自己株式の取得						△186
自己株式の処分						92
海外の会計基準に基づく増加						32
海外の会計基準に基づく減少						△353
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△42,694	212	△42,482	152	53	△42,276
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△42,694	212	△42,482	152	53	△27,279
平成18年9月30日残高(百万円)	916,791	△2,420	914,370	152	522	1,334,773

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	70,000	24,229	362,683	△2,832	454,080
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△15,751		△15,751
中間純利益			52,079		52,079
自己株式の取得				△165	△165
自己株式の処分		3		151	155
海外の会計基準に基づく増加			169		169
海外の会計基準に基づく減少			△169		△169
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	3	36,327	△13	36,317
平成19年9月30日残高(百万円)	70,000	24,233	399,011	△2,846	490,398

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	998,702	1,091	999,793	315	554	1,454,744
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△15,751
中間純利益						52,079
自己株式の取得						△165
自己株式の処分						155
海外の会計基準に基づく増加						169
海外の会計基準に基づく減少						△169
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△40,058	4,916	△35,141	152	△34	△35,023
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△40,058	4,916	△35,141	152	△34	1,294
平成19年9月30日残高(百万円)	958,644	6,008	964,652	467	520	1,456,038

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	70,000	24,229	313,357	△2,857	404,730
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△12,794		△12,794
当期純利益			61,944		61,944
自己株式の取得				△394	△394
自己株式の処分			△21	418	397
海外の会計基準に基づく増加			197		197
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	—	49,325	24	49,350
平成19年3月31日残高(百万円)	70,000	24,229	362,683	△2,832	454,080

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	959,485	△2,633	956,852	—	469	1,362,052
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△12,794
当期純利益						61,944
自己株式の取得						△394
自己株式の処分						397
海外の会計基準に基づく増加						197
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	39,216	3,725	42,941	315	85	43,341
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	39,216	3,725	42,941	315	85	92,691
平成19年3月31日残高(百万円)	998,702	1,091	999,793	315	554	1,454,744

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		42,823	78,311	94,453
減価償却費		4,952	5,283	10,020
減損損失		790	—	790
のれん償却額		938	936	1,873
支払備金の増加額		28,035	2,070	△54
責任準備金等の増加額		77,496	71,492	89,221
貸倒引当金の増加額		△1,766	△303	△4,104
退職給付引当金の増加額		2,284	1,482	3,779
役員退職慰労引当金の 増加額		—	2,439	—
賞与引当金の増加額		2,696	2,779	692
価格変動準備金の増加額		3,245	3,255	6,642
利息及び配当金収入		△60,535	△81,536	△132,126
有価証券関係損益(△)		△14,212	△17,055	△25,787
支払利息		39	92	212
為替差損益(△)		△543	△2,663	△944
有形固定資産関係損益(△)		243	△476	△2,130
貸付金関係損益(△)		2	68	1,567
持分法による投資損益(△)		△134	△187	1,310
その他資産(除く投資活動 関連・財務活動関連)の 増加額		12,335	3,360	29,763
その他負債(除く投資活動 関連・財務活動関連)の 増加額		△19,914	△20,795	659
その他		3,761	△1,241	3,839
小計		82,537	47,314	79,677
利息及び配当金の受取額		60,331	76,892	132,182
利息の支払額		△40	△87	△213
法人税等の支払額		△18,199	△22,546	△30,990
営業活動による キャッシュ・フロー		124,628	101,572	180,655

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		△7,413	1,216	△13,424
買入金銭債権の取得 による支出		△3,300	△12,200	△5,030
買入金銭債権の売却・ 償還による収入		1,804	2,244	4,583
金銭の信託の増加 による支出		—	△5,000	△13,974
金銭の信託の減少 による収入		—	—	4,087
有価証券の取得 による支出		△360,251	△281,662	△686,505
有価証券の売却・償還 による収入		284,306	325,421	545,924
貸付けによる支出		△107,396	△98,294	△200,542
貸付金の回収による収入		80,774	80,896	162,133
その他		△4,304	107	△8,756
II① 小計		△115,780	12,728	△211,504
(I + II①)		(8,848)	(114,300)	(△30,849)
有形固定資産の取得 による支出		△3,261	△3,492	△7,157
有形固定資産の売却 による収入		735	1,650	5,015
投資活動による キャッシュ・フロー		△118,306	10,887	△213,646
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
自己株式の売却による 収入		—	155	397
自己株式の取得による 支出		△186	△165	△394
配当金の支払額		△12,769	△15,716	△12,787
少数株主への配当金の 支払額		—	△85	△0
その他		12	△46	△119
財務活動による キャッシュ・フロー		△12,943	△15,858	△12,904
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		196	2,102	1,850
V 現金及び現金同等物の 増加額		△6,424	98,702	△44,044
VI 現金及び現金同等物 期首残高		326,153	282,108	326,153
VII 現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高	※1	319,729	380,811	282,108

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパンDC証券株式会社</li> <li>・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of America</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited</li> <li>・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd</li> <li>・Yasuda Seguros S. A.</li> </ul> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Sompo Japan Reinsurance Company Limited</li> <li>・Ark Re Limited</li> </ul> <p>非連結子会社については、総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 9社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 9社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Sompo Japan Reinsurance Company Limited</li> <li>・Ark Re Limited</li> </ul> <p>非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安田企業投資株式会社</li> <li>・日立キャピタル損害保険株式会社</li> <li>・セゾン自動車火災保険株式会社</li> </ul> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Sompo Japan Reinsurance Company Limited</li> <li>・Ark Re Limited</li> <li>・Sompo Japan Insurance (Thailand) Co., Ltd.</li> </ul> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ中間連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 4社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安田企業投資株式会社</li> <li>・日立キャピタル損害保険株式会社</li> <li>・セゾン自動車火災保険株式会社</li> <li>・Berjaya Sompo Insurance Berhad</li> </ul> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 4社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安田企業投資株式会社</li> <li>・日立キャピタル損害保険株式会社</li> <li>・セゾン自動車火災保険株式会社</li> <li>・Berjaya Sompo Insurance Berhad</li> </ul> <p>なお、Berjaya Sompo Insurance Berhadは、出資により新たに関連会社となったため、当連結会計年度から持分法適用会社としております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Sompo Japan Reinsurance Company Limited</li> <li>・Ark Re Limited</li> <li>・Sompo Japan Insurance (Thailand) Co., Ltd.</li> </ul> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>在外連結子会社の中間決算日はいずれも6月30日ですが、中間決算日の差異が3か月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左	<p>在外連結子会社の決算日はいずれも12月31日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 当社および国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 同左</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 同左</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>⑥ その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>⑦ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券については、主に時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 当社および国内連結子会社のデリバティブ取引については、時価法によっております。</p>	<p>④ 同左</p> <p>⑤ 同左</p> <p>⑥ 同左</p> <p>⑦ 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p>	<p>④ 同左</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>⑥ 同左</p> <p>⑦ 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p>	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。 (会計方針の変更) 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ76百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② ソフトウェア 無形固定資産に計上している国内連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	<p>(追加情報) 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ269百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>② ソフトウェア 同左</p>	<p>② ソフトウェア 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当社および国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 投資損失引当金 当社は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>② 投資損失引当金 当社は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>② 投資損失引当金 当社は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、当社の役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,288百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、当社および一部の連結子会社は、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,381百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>なお、当社における数理計算上の差異の処理年数につきましては、従来、平均残存勤務期間以内の12年としておりましたが、その平均残存勤務期間が12年より短縮したことにより、当連結会計年度より11年に変更しております。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前当期純利益は380百万円それぞれ減少しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ 賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 当社および国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p>	<p>④ 役員退職慰労引当金 当社および国内連結子会社は、役員(執行役員を含む)の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤ 賞与引当金 同左</p> <p>⑥ 価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>	<p>④ 賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 重要なリース取引の処理方法 当社および連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。 また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p>	<p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p>	<p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、当社の損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 主に当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準によっております。</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 同左</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,334,098百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、従来の方 法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前中間純利益は152百万円それぞれ減少しております。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,453,874百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則および保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則および保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、従来の方 法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前当期純利益は315百万円それぞれ減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間連結会計期間において「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産」として表示しております。</li> <li>前中間連結会計期間において「その他資産」に含めていた借地権等を、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。</li> <li>前中間連結会計期間において「連結調整勘定」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。</li> </ol> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間連結会計期間において「連結調整勘定償却額」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</li> <li>前中間連結会計期間において「不動産動産関係損益」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産関係損益」として表示しております。</li> <li>前中間連結会計期間において「不動産及び動産の取得による支出」および「不動産及び動産の売却による収入」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産の取得による支出」および「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。</li> </ol>	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>当中間連結会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰勞引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、「退職給付引当金」に含めていた役員(執行役員を含む)の退職慰勞引当金を「役員退職慰勞引当金」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰勞引当金の金額は、2,364百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当中間連結会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰勞引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付引当金の増加額」に含めていた「役員退職慰勞引当金の増加額」を区分掲記しております。</li> </ol> <p>なお、前連結会計年度末の連結貸借対照表において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰勞引当金相当額に対する、当中間連結会計期間末の連結貸借対照表における「役員退職慰勞引当金」の正味の増加額は266百万円であります。</p> <p>また、前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付引当金の増加額」に含めていた役員退職慰勞引当金相当額の正味の増加額は△7百万円であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「自己株式の売却による収入」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分掲記しております。</li> </ol> <p>なお、前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「自己株式の売却による収入」は92百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は227,624百万円、圧縮記帳額は10,677百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において国庫補助金の交付を受けて取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は0百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は2,241百万円、延滞債権額は2,393百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものではありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は230,398百万円、圧縮記帳額は10,667百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は68百万円、延滞債権額は2,240百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は227,606百万円、圧縮記帳額は10,667百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度において国庫補助金の交付を受けて取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は0百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は612百万円、延滞債権額は2,256百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は380百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は5,015百万円であります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券63,990百万円および預貯金8,538百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金666百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>(追加情報) 当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券10,172百万円であります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが191,789百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は28,277百万円であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は760百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,069百万円あります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券54,136百万円および預貯金8,645百万円あります。これらは、その他負債に含まれる借入金601百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券9,914百万円あります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが129,888百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は26,953百万円あります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は5,180百万円あります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は8,056百万円あります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券49,956百万円および預貯金8,827百万円あります。これらは、その他負債に含まれる借入金648百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券10,130百万円あります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが148,806百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は25,499百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="244 394 566 474"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td style="text-align: right;">124,212百万円 50,398百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間における固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 当社は、保険事業等の用に供している不動産等について、保険事業等全体で1つの資産グループとし、また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>なお、連結子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当社においては、賃貸不動産等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、連結子会社においては、減損損失の計上はありません。</p>	代理店 手数料等 給与	124,212百万円 50,398百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="663 394 986 474"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td style="text-align: right;">119,124百万円 53,862百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p>	代理店 手数料等 給与	119,124百万円 53,862百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1083 394 1406 474"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td style="text-align: right;">246,176百万円 116,665百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 当社は、保険事業等の用に供している不動産等について、保険事業等全体で1つの資産グループとし、また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>なお、連結子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当社においては、賃貸不動産等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、連結子会社においては、減損損失の計上はありません。</p>	代理店 手数料等 給与	246,176百万円 116,665百万円
代理店 手数料等 給与	124,212百万円 50,398百万円							
代理店 手数料等 給与	119,124百万円 53,862百万円							
代理店 手数料等 給与	246,176百万円 116,665百万円							

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳				(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳	
用途	資産グループ	減損損失(百万円)			
		土地	建物	計	
賃貸 不動産等	福岡天神ビルなど2 物件	273	517	790	
(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。また、正味売却価額は不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。				(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。また、正味売却価額は不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。	
※3	特別利益は、当社および連結子会社の固定資産処分益114百万円であります。	※3	特別利益は、当社および連結子会社の固定資産処分益861百万円および連結子会社における退職給付制度の移行に伴う退職給付引当金取崩益199百万円であります。	※3	特別利益は、当社および連結子会社の固定資産処分益3,320百万円であります。
※4	特別損失のその他は、当社における自動車保険の団体扱契約等に係る責任準備金の過年度修正額8,409百万円および行政処分に伴う臨時的費用2,148百万円、ならびに当社および連結子会社における固定資産処分損357百万円などであります。	※4	特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損330百万円および当社における不動産評価損54百万円であります。	※4	特別損失のその他は、当社における自動車保険の団体扱契約等に係る責任準備金の過年度修正額8,409百万円および行政処分に伴う臨時的費用2,371百万円、ならびに当社および連結子会社における固定資産処分損1,181百万円などであります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,508	117	111	3,514
合計	3,508	117	111	3,514

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加117千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少111千株は、単元未満株式の買増しによる減少8千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分103千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計 期間末残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	152
合計		152

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,794百万円	13円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,266	113	173	3,205
合計	3,266	113	173	3,205

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加113千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少18千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分155千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計 期間末残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	467
合計		467

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,751百万円	16円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,508	252	494	3,266
合計	3,508	252	494	3,266

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加252千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少494千株は、単元未満株式の買増しによる減少14千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分480千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末 残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	315
合計		315

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,794百万円	13円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,751百万円	利益剰余金	16円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預貯金 166,279百万円 コールローン 86,000百万円 買現先勘定 69,957百万円 買入金銭債権 20,017百万円 有価証券 5,282,460百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △15,576百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △17,517百万円 現金同等物以外の有価証券 △5,271,891百万円	現金及び預貯金 170,631百万円 コールローン 98,100百万円 買現先勘定 103,390百万円 買入金銭債権 38,961百万円 有価証券 5,418,408百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △21,064百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △26,467百万円 現金同等物以外の有価証券 △5,401,147百万円	現金及び預貯金 196,021百万円 コールローン 69,000百万円 買現先勘定 28,966百万円 買入金銭債権 18,978百万円 有価証券 5,486,282百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △21,683百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △16,479百万円 現金同等物以外の有価証券 △5,478,975百万円
現金及び現金同等物 319,729百万円	現金及び現金同等物 380,811百万円	現金及び現金同等物 282,108百万円
2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	2 同左	2 同左

## (リース取引関係)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額					
	動産	2,753	1,414	—	1,338	動産	3,548	1,728	—	1,820	その他の有形固定資産	2,694	1,282	—
	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 562百万円 1年超 775百万円 合計 1,338百万円 リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 560百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 560百万円 減損損失 一百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 744百万円 1年超 1,075百万円 合計 1,820百万円 リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 737百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 737百万円 減損損失 一百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 544百万円 1年超 867百万円 合計 1,411百万円 リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 631百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 631百万円 減損損失 一百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					
2 オペレーティング・リース取引	未経過リース料 1年内 119百万円 1年超 120百万円 合計 240百万円				未経過リース料 1年内 80百万円 1年超 69百万円 合計 150百万円				未経過リース料 1年内 90百万円 1年超 129百万円 合計 219百万円					

(有価証券関係)

## 有価証券

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	517,642	514,315	△3,326	569,244	568,605	△639	537,152	536,531	△620
外国証券	129,049	130,987	1,937	104,242	105,192	949	118,758	120,594	1,835
合計	646,691	645,302	△1,389	673,487	673,797	310	655,910	657,126	1,215

### 2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	112,776	111,423	△1,353	157,920	157,009	△910	155,945	156,226	280

### 3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,336,890	1,339,023	2,132	1,423,863	1,427,692	3,829	1,385,840	1,390,323	4,483
株式	616,210	1,868,652	1,252,441	610,294	1,884,298	1,274,004	618,212	1,962,647	1,344,434
外国証券	900,174	1,041,440	141,266	782,692	965,416	182,724	871,985	1,042,705	170,720
その他	88,857	109,351	20,493	94,306	117,354	23,048	89,457	113,200	23,742
合計	2,942,133	4,358,468	1,416,334	2,911,156	4,394,763	1,483,606	2,965,495	4,508,877	1,543,381

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
<p>1 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している一般貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて2,147百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>1 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している住宅ローン債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて3,407百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している一般貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて2,714百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>

4 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)																								
(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。																								
(2) 責任準備金対応債券 該当事項はありません。	(2) 責任準備金対応債券 該当事項はありません。	(2) 責任準備金対応債券 該当事項はありません。																								
(3) その他有価証券	(3) その他有価証券	(3) その他有価証券																								
<table border="0"> <tr> <td>公社債</td> <td>1,317百万円</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>51,501</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>80,849</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,936</td> </tr> </table>	公社債	1,317百万円	株式	51,501	外国証券	80,849	その他	6,936	<table border="0"> <tr> <td>公社債</td> <td>1,311百万円</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>44,383</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>114,004</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18,189</td> </tr> </table>	公社債	1,311百万円	株式	44,383	外国証券	114,004	その他	18,189	<table border="0"> <tr> <td>公社債</td> <td>1,314百万円</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>45,296</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>78,439</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7,519</td> </tr> </table>	公社債	1,314百万円	株式	45,296	外国証券	78,439	その他	7,519
公社債	1,317百万円																									
株式	51,501																									
外国証券	80,849																									
その他	6,936																									
公社債	1,311百万円																									
株式	44,383																									
外国証券	114,004																									
その他	18,189																									
公社債	1,314百万円																									
株式	45,296																									
外国証券	78,439																									
その他	7,519																									

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している商業ペーパーを「(3)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。	同左	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している商業ペーパーを「(3)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。

## (金銭の信託関係)

## 金銭の信託

## 1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## 2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	28,903	33,140	4,237	47,822	51,131	3,308	42,901	47,963	5,062

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
<p>当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて7百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて139百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて、24百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>

## (デリバティブ取引関係)

## デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	161,586	163,419	△1,832	125,259	125,537	△277	112,016	111,909	107
	買建	91,372	92,381	1,009	55,500	54,635	△865	69,385	68,251	△1,133
	通貨オプション取引									
	売建 コール	4,500 (29)	30	△1	— (—)	—	—	— (—)	—	—
	買建 プット	4,347 (29)	5	△24	— (—)	—	—	— (—)	—	—
債券	債券先物取引									
	売建	13,205	13,226	△20	4,697	4,667	29	—	—	—
	買建	26,610	26,834	223	34,356	34,468	112	16,988	17,022	33
	債券先渡取引 買建	3,877	3,893	15	3,798	3,793	△4	3,918	3,907	△11
その他	クレジットデリバティブ取引 買建	— (—)	—	—	4,500 (97)	79	△17	6,000 (65)	51	△13
	天候デリバティブ取引 売建	318 (15)	12	2	271 (23)	12	10	273 (22)	15	6
	買建	149 (—)	—	—	— (—)	—	—	— (—)	—	—
	地震デリバティブ取引 売建	940 (138)	103	35	2,980 (75)	22	52	780 (133)	105	27
	買建	871 (91)	66	△25	2,628 (221)	173	△48	702 (87)	69	△17
	合計	—	—	△617	—	—	△1,009	—	—	△1,000

- (注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。
- 2 「契約額等」欄は、中間連結会計期間末(連結会計年度末)における契約額または契約において定められた元本相当額を記載しております。
- なお、下段( )書きの金額は、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 152百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 32名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 324,000株
付与日	平成18年8月7日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで  付与対象者である執行役員のうち、ストック・ オプションの付与数が5,000株以下の者 平成20年7月22日から 平成28年6月28日まで
権利行使価格(円)	1,598
付与日における公正な評価単価(円)	470

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 152百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役 15名 当社の執行役員 26名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 403,000株
付与日	平成19年8月13日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで  付与対象者である執行役員のうち、ストック・ オプションの付与数が5,000株以下の者 平成21年7月28日から 平成29年6月27日まで
権利行使価格(円)	1,547
付与日における公正な評価単価(円)	379

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 315百万円

2 当連結会計年度に存在したストック・オプションの内容

	付与対象者の区分 および人数	株式の種類別の ストック・オプションの付与数	付与日	権利行使期間
平成12年 ストック・オプション	当社の取締役 29名	普通株式 450,000株	平成12年12月15日	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで ※1
平成13年 ストック・オプション	当社の取締役 12名 当社の執行役員 16名	普通株式 450,000株	平成13年8月1日	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで ※2
平成14年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 32名	普通株式 800,000株	平成14年8月1日 平成14年11月1日 平成15年1月1日 平成15年5月1日 平成15年6月1日	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで ※3
平成15年 ストック・オプション	当社の取締役 9名 当社の執行役員 28名	普通株式 600,000株	平成15年8月1日 平成16年2月2日	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで ※3
平成16年 ストック・オプション	当社の取締役 8名 当社の執行役員 31名	普通株式 625,000株	平成16年8月2日 平成17年2月1日	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで ※3
平成17年 ストック・オプション	当社の取締役 11名 当社の執行役員 36名	普通株式 733,000株	平成17年8月1日 平成18年2月1日	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで ※3
平成18年 ストック・オプション	当社の取締役 10名 当社の執行役員 32名	普通株式 640,000株	平成18年8月7日 平成19年2月15日	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで ※3

	権利行使価格	付与日における 公正な評価単価
平成12年 ストック・オプション	605 円	—
平成13年 ストック・オプション	797 円	—
平成14年 ストック・オプション	777 円 712 円 705 円 581 円 574 円	—
平成15年 ストック・オプション	735 円 901 円	—
平成16年 ストック・オプション	1,167 円 1,082 円	—
平成17年 ストック・オプション	1,148 円 1,665 円	—
平成18年 ストック・オプション	1,598 円 1,623 円	470 円 515 円

(注) 1 ストック・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件：全て付与日に権利を確定しております。

3 対象勤務期間：該当事項はありません。

4 ※1 取締役の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※2 取締役または執行役員の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※3 取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、権利行使期間終了日と退任後5年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

5 平成18年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成18年8月7日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成20年7月22日とし、平成19年2月15日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年1月27日としております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	859,090	97,962	957,053	—	957,053
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,558	19	2,577	(2,577)	—
計	861,648	97,982	959,631	(2,577)	957,053
経常費用	810,561	91,407	901,969	(2,577)	899,391
経常利益	51,086	6,575	57,662	—	57,662

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

- (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
- (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	869,851	89,295	959,146	—	959,146
(2) セグメント間の 内部経常収益	1,791	8	1,800	(1,800)	—
計	871,643	89,303	960,947	(1,800)	959,146
経常費用	798,654	81,401	880,055	(1,800)	878,255
経常利益	72,989	7,902	80,891	—	80,891

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

- (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
- (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。  
これにより、従来の方法によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は74百万円増加、生命保険事業の経常費用は1百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、経常費用に含めて計上しております。  
これにより、従来の方法によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は268百万円増加、生命保険事業の経常費用は0百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,694,479	207,120	1,901,599	—	1,901,599
(2) セグメント間の 内部経常収益	5,117	28	5,145	(5,145)	—
計	1,699,596	207,148	1,906,745	(5,145)	1,901,599
経常費用	1,597,821	198,382	1,796,203	(5,145)	1,791,058
経常利益	101,775	8,766	110,541	—	110,541

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,355.48円	1株当たり純資産額 1,477.91円	1株当たり純資産額 1,476.81円
1株当たり中間純利益 28.65円	1株当たり中間純利益 52.89円	1株当たり当期純利益 62.93円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 28.63円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 52.86円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 62.88円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	28,207	52,079	61,944
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	28,207	52,079	61,944
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,227	984,500	984,260
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	910	570	845
(うち新株予約権(千株))	(910)	(570)	(845)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	新株予約権 2 銘柄 潜在株式の数 689,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 4 銘柄 潜在株式の数 1,408,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 3 銘柄 潜在株式の数 1,005,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
純資産の部の合計額(百万円)	1,334,773	1,456,038	1,454,744
純資産の部の合計額から控除す る金額(百万円)	674	987	869
(うち新株予約権)	(152)	(467)	(315)
(うち少数株主持分)	(522)	(520)	(554)
普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額(百万円)	1,334,098	1,455,050	1,453,874
1株当たり純資産額の算定に用 いられた中間期末(期末)の普通 株式の数(千株)	984,218	984,527	984,467

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金	※2	127,500	2.15	117,799	1.96	129,122	2.14
コールローン		86,000	1.45	98,100	1.63	69,000	1.14
買現先勘定		69,957	1.18	103,390	1.72	28,966	0.48
買入金銭債権		20,017	0.34	38,961	0.65	18,978	0.31
金銭の信託		33,109	0.56	51,099	0.85	47,932	0.79
有価証券	※2 ※6	4,505,850	76.05	4,537,796	75.31	4,673,746	77.51
貸付金	※3 ※7	474,203	8.00	497,696	8.26	483,417	8.02
有形固定資産	※1	224,584	3.79	218,629	3.63	221,615	3.68
無形固定資産		839	0.01	758	0.01	761	0.01
その他資産		400,910	6.77	382,929	6.36	377,926	6.27
貸倒引当金		△18,262	△0.31	△15,573	△0.26	△15,915	△0.26
投資損失引当金		△4	△0.00	△6,133	△0.10	△5,763	△0.10
資産の部合計		5,924,705	100.00	6,025,454	100.00	6,029,789	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
保険契約準備金		4,001,911	67.55	3,962,953	65.77	3,928,053	65.14
支払備金	※4	(659,424)		(629,184)		(627,240)	
責任準備金	※5	(3,342,487)		(3,333,768)		(3,300,812)	
その他負債	※2	205,191	3.46	211,810	3.52	212,023	3.52
退職給付引当金		92,403	1.56	95,420	1.58	93,799	1.56
役員退職慰労引当金		—	—	2,425	0.04	—	—
賞与引当金		14,637	0.25	15,305	0.25	12,591	0.21
特別法上の準備金		27,214	0.46	33,806	0.56	30,598	0.51
価格変動準備金		(27,214)		(33,806)		(30,598)	
繰延税金負債		216,704	3.66	241,970	4.02	278,680	4.62
負債の部合計		4,558,062	76.93	4,563,693	75.74	4,555,748	75.55
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		70,000	1.18	70,000	1.16	70,000	1.16
資本剰余金							
資本準備金		(24,229)		(24,229)		(24,229)	
その他資本剰余金		(0)		(3)		(—)	
資本剰余金合計		24,230	0.41	24,233	0.40	24,229	0.40
利益剰余金							
利益準備金		(29,000)		(32,150)		(29,000)	
その他利益剰余金		(328,765)		(378,432)		(354,060)	
(圧縮記帳積立金)		((540))		((515))		((527))	
(圧縮特別勘定積立金)		((—))		((407))		((407))	
(別途積立金)		((289,000))		((315,300))		((289,000))	
(繰越利益剰余金)		((39,224))		((62,209))		((64,125))	
利益剰余金合計		357,765	6.04	410,582	6.81	383,060	6.35
自己株式		△2,951	△0.05	△2,846	△0.05	△2,832	△0.05
株主資本合計		449,043	7.58	501,969	8.33	474,457	7.87
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		917,446	15.49	959,323	15.92	999,268	16.57
評価・換算差額等合計		917,446	15.49	959,323	15.92	999,268	16.57
新株予約権		152	0.00	467	0.01	315	0.01
純資産の部合計		1,366,642	23.07	1,461,760	24.26	1,474,041	24.45
負債及び純資産の部合計		5,924,705	100.00	6,025,454	100.00	6,029,789	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		844,678	100.00	851,731	100.00	1,687,096	100.00
保険引受収益		787,603	93.24	772,789	90.73	1,568,937	93.00
(うち正味収入保険料)	※1	(694,760)		(688,479)		(1,362,785)	
(うち収入積立保険料)		(69,126)		(61,167)		(137,001)	
(うち積立保険料等運用益)		(22,405)		(22,901)		(45,825)	
(うち責任準備金戻入額)	※5	(—)		(—)		(20,498)	
資産運用収益		50,586	5.99	75,111	8.82	106,435	6.31
(うち利息及び配当金収入)	※6	(51,766)		(70,630)		(113,625)	
(うち金銭の信託運用益)		(1,534)		(2,808)		(4,210)	
(うち売買目的有価証券 運用益)		(112)		(181)		(175)	
(うち有価証券売却益)		(17,888)		(21,242)		(31,011)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		(△22,405)		(△22,901)		(△45,825)	
その他経常収益		6,488	0.77	3,831	0.45	11,722	0.69
経常費用		795,649	94.20	783,476	91.99	1,595,328	94.56
保険引受費用		676,274	80.06	655,290	76.94	1,356,524	80.41
(うち正味支払保険金)	※2	(382,470)		(382,773)		(806,871)	
(うち損害調査費)		(32,456)		(35,501)		(69,001)	
(うち諸手数料及び集金費)	※3	(112,913)		(111,799)		(222,762)	
(うち満期返戻金)		(99,477)		(89,929)		(224,401)	
(うち支払備金繰入額)	※4	(27,329)		(1,943)		(32,864)	
(うち責任準備金繰入額)	※5	(21,176)		(32,955)		(—)	
資産運用費用		9,586	1.13	6,188	0.73	15,134	0.90
(うち有価証券売却損)		(641)		(419)		(1,485)	
(うち有価証券評価損)		(2,491)		(3,839)		(3,636)	
営業費及び一般管理費		109,505	12.96	119,791	14.06	216,514	12.83
その他経常費用		282	0.03	2,206	0.26	7,153	0.42
(うち支払利息)		(7)		(18)		(21)	
経常利益		49,029	5.80	68,255	8.01	91,767	5.44
特別利益	※8	112	0.01	851	0.10	3,310	0.20
特別損失		14,891	1.76	3,584	0.42	19,328	1.15
減損損失	※7	(790)		(—)		(790)	
特別法上の準備金繰入額		(3,213)		(3,207)		(6,597)	
価格変動準備金		((3,213))		((3,207))		((6,597))	
その他	※9	(10,887)		(376)		(11,940)	
税引前中間(当期)純利益		34,249	4.05	65,521	7.69	75,749	4.49
法人税及び住民税		24,236	2.87	37,383	4.39	25,542	1.51
法人税等調整額		△12,829	△1.52	△15,135	△1.78	2,047	0.12
中間(当期)純利益		22,842	2.70	43,273	5.08	48,159	2.85

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本												自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金									
		資本準備金	その他資本剰余金		株主配当準備金	退職慰労積立金	圧縮記帳積立金	保険契約特別積立金	特別積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
												その他利益剰余金		
平成18年3月31日残高	70,000	24,229	—	26,400	41,300	1,000	583	76,500	123,100	—	78,833	△2,857	439,090	
中間会計期間中の変動額														
株主配当準備金の取崩(注1)					△41,300						41,300		—	
退職慰労積立金の取崩(注1)						△1,000					1,000		—	
圧縮記帳積立金の取崩(注2)							△43				43		—	
保険契約特別積立金の取崩(注1)								△76,500			76,500		—	
特別積立金の取崩(注1)									△123,100		123,100		—	
別途積立金の積立(注1)										289,000	△289,000		—	
剰余金の配当(注1)				2,600							△15,394		△12,794	
中間純利益											22,842		22,842	
自己株式の取得												△186	△186	
自己株式の処分			0									91	92	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)														
中間会計期間中の変動額合計	—	—	0	2,600	△41,300	△1,000	△43	△76,500	△123,100	289,000	△39,609	△94	9,953	
平成18年9月30日残高	70,000	24,229	0	29,000	—	—	540	—	—	289,000	39,224	△2,951	449,043	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	960,629	960,629	—	1,399,719
中間会計期間中の変動額				
株主配当準備金の取崩(注1)				—
退職慰労積立金の取崩(注1)				—
圧縮記帳積立金の取崩(注2)				—
保険契約特別積立金の取崩(注1)				—
特別積立金の取崩(注1)				—
別途積立金の積立(注1)				—
剰余金の配当(注1)				△12,794
中間純利益				22,842
自己株式の取得				△186
自己株式の処分				92
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△43,182	△43,182	152	△43,030
中間会計期間中の変動額合計	△43,182	△43,182	152	△33,076
平成18年9月30日残高	917,446	917,446	152	1,366,642

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 圧縮記帳積立金の取崩額43百万円のうち平成18年6月の定時株主総会における利益処分による取崩額は29百万円、当中間期に係る取崩額は13百万円であります。

当中間会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)

	株主資本									自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金						
					圧縮記帳積立金	圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年 3月31日 残高 (百万円)	70,000	24,229	—	29,000	527	407	289,000	64,125	△2,832	474,457	
中間会計期間中の 変動額											
圧縮記帳積立金の 取崩					△12			12		—	
別途積立金の積立							26,300	△26,300		—	
剰余金の配当				3,150				△18,901		△15,751	
中間純利益								43,273		43,273	
自己株式の取得									△165	△165	
自己株式の処分			3						151	155	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)											
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	3	3,150	△12	—	26,300	△1,915	△13	27,512	
平成19年 9月30日 残高 (百万円)	70,000	24,229	3	32,150	515	407	315,300	62,209	△2,846	501,969	

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年 3月31日 残高 (百万円)	999,268	999,268	315	1,474,041
中間会計期間中の 変動額				
圧縮記帳積立金の 取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△15,751
中間純利益				43,273
自己株式の取得				△165
自己株式の処分				155
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	△39,944	△39,944	152	△39,792
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	△39,944	△39,944	152	△12,280
平成19年 9月30日 残高 (百万円)	959,323	959,323	467	1,461,760

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金		利益剰余金								自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金									
				株主配当準備金	退職慰労積立金	圧縮記帳積立金	圧縮特別勘定積立金	保険契約特別積立金	特別積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	70,000	24,229	26,400	41,300	1,000	583	—	76,500	123,100	—	78,833	△2,857	439,090
事業年度中の変動額													
株主配当準備金の取崩 (注1)				△41,300							41,300		—
退職慰労積立金の取崩 (注1)					△1,000						1,000		—
圧縮記帳積立金の取崩 (注2)						△56					56		—
圧縮特別勘定積立金の積立							407				△407		—
保険契約特別積立金の取崩 (注1)								△76,500			76,500		—
特別積立金の取崩 (注1)									△123,100		123,100		—
別途積立金の積立 (注1)										289,000	△289,000		—
剰余金の配当 (注1)			2,600								△15,394		△12,794
当期純利益											48,159		48,159
自己株式の取得												△394	△394
自己株式の処分											△21	418	397
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	2,600	△41,300	△1,000	△56	407	△76,500	△123,100	289,000	△14,708	24	35,367
平成19年3月31日 残高 (百万円)	70,000	24,229	29,000	—	—	527	407	—	—	289,000	64,125	△2,832	474,457

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	960,629	960,629	—	1,399,719
事業年度中の変動額				
株主配当準備金の 取崩 (注1)				—
退職慰労積立金の 取崩 (注1)				—
圧縮記帳積立金の 取崩 (注2)				—
圧縮特別勘定積立 金の積立				—
保険契約特別積立 金の取崩 (注1)				—
特別積立金の取崩 (注1)				—
別途積立金の積立 (注1)				—
剰余金の配当 (注1)				△12,794
当期純利益				48,159
自己株式の取得				△394
自己株式の処分				397
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変動額(純額)	38,639	38,639	315	38,954
事業年度中の変動額 合計 (百万円)	38,639	38,639	315	74,321
平成19年3月31日 残高 (百万円)	999,268	999,268	315	1,474,041

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 圧縮記帳積立金の取崩額56百万円のうち平成18年6月の定時株主総会における利益処分による取崩額は29百万円、  
当事業年度に係る取崩額は26百万円であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>(3) 子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>(6) 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>
2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 有形固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p>	<p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ74百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ268百万円減少しております。</p>	<p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p> <p>なお、当期において新たに子会社株式に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態および回復可能性を勘案して必要と認められる額を引き当てております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、役員退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,288百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各期における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、役員退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,371百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異の処理年数につきましては、従来、平均残存勤務期間以内の12年としておりましたが、その平均残存勤務期間が12年より短縮したことにより、当期より11年に変更しております。</p> <p>この変更に伴い、従来方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益は380百万円それぞれ減少しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(4) 役員退職慰労引当金 役員(執行役員を含む) の退職慰労金(年金を 含む)の支出に備える ため、内規に基づく中 間会計期間末要支給額 を計上しております。	
	(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるた め、中間会計期間末に おける支給見込額を基 準に計上しておりま す。	(5) 賞与引当金 同左	(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるた め、期末における支給 見込額を基準に計上し ております。
	(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動によ る損失に備えるため、 保険業法第115条の規 定に基づき計上してお ります。	(6) 価格変動準備金 同左	(5) 価格変動準備金 同左
5 外貨建の資産およ び負債の本邦通貨 への換算基準	外貨建の資産および負債の 本邦通貨への換算は、外貨 建取引等会計処理基準に準 拠し、外貨建金銭債権債務 は、中間決算日の直物為替 相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理 しております。	同左	外貨建の資産および負債の 本邦通貨への換算は、外貨 建取引等会計処理基準に準 拠し、外貨建金銭債権債務 は、決算日の直物為替相場 により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理して おります。
6 消費税等の会計処 理	消費税および地方消費税の 会計処理は税抜方式によっ ております。ただし、損害 調査費、諸手数料及び集金 費、営業費及び一般管理費 等の費用は税込方式によっ ております。 なお、資産に係る控除対象 外消費税等はその他資産に 計上し、5年間で均等償却 しております。	同左	同左
7 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リ ース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によってお ります。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	同左	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の貸付金、債券および預金に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,366,490百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則および保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前中間純利益は152百万円それぞれ減少しております。</p>	—————	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,473,725百万円であります。 なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則および保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則および保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当期より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益は315百万円それぞれ減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係) 当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間会計期間において「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間会計期間から「有形固定資産」として表示しております。</li> <li>前中間会計期間において「その他資産」に含めていた借地権等を、当中間会計期間から「無形固定資産」として表示しております。</li> </ol>	<p>(中間貸借対照表関係) 当中間会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、「退職給付引当金」に含めていた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金を「役員退職慰労引当金」として表示しております。 なお、前中間会計期間において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金の金額は、2,364百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は225,810百万円、圧縮記帳額は10,677百万円でありませす。 なお、当中間会計期間において国庫補助金の交付を受けて取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は0百万円でありませす。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券55,403百万円および預貯金7,108百万円でありませす。これらは、その他負債に含まれる借入金666百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものでありませす。 (追加情報) 当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券10,172百万円でありませす。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は2,241百万円、延滞債権額は2,359百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金でありませす。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金でありませす。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は228,216百万円、圧縮記帳額は10,667百万円でありませす。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券44,775百万円および預貯金7,023百万円でありませす。これらは、その他負債に含まれる借入金601百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものでありませす。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券9,914百万円でありませす。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は68百万円、延滞債権額は2,230百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金でありませす。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金でありませす。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は225,650百万円、圧縮記帳額は10,667百万円でありませす。 なお、当期において国庫補助金の交付を受けて取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は0百万円でありませす。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券41,167百万円および預貯金7,300百万円でありませす。これらは、その他負債に含まれる借入金648百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものでありませす。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券10,130百万円でありませす。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は612百万円、延滞債権額は2,249百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金でありませす。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金でありませす。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものではありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。	(2) 同左	(2) 同左
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は380百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は760百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は5,180百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は4,981百万円であります。	(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,058百万円であります。	(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は8,042百万円であります。
※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に643,553百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる出 再支払備金 41,223百万円 差引(イ) 602,330百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかか る支払備金(ロ) 57,093百万円 計(イ+ロ) 659,424百万円	※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に620,109百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる出 再支払備金 47,559百万円 差引(イ) 572,549百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかか る支払備金(ロ) 56,635百万円 計(イ+ロ) 629,184百万円	※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に609,191百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる出 再支払備金 40,946百万円 差引(イ) 568,245百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかか る支払備金(ロ) 58,995百万円 計(イ+ロ) 627,240百万円
※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金935,521百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備金 34,368百万円 差引(イ) 901,153百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,441,334百万円 計(イ+ロ) 3,342,487百万円	※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金947,709百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備金 33,170百万円 差引(イ) 914,539百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,419,229百万円 計(イ+ロ) 3,333,768百万円	※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 932,503百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備金 31,243百万円 差引(イ) 901,259百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,399,553百万円 計(イ+ロ) 3,300,812百万円
※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが165,679百万円含まれております。	※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが113,103百万円含まれております。	※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが148,806百万円含まれております。
※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は28,277百万円であります。	※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は26,953百万円であります。	※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は25,499百万円であります。

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 839,393百万円 支払 ー) 再保険料 144,632百万円 正味収入 保険料 694,760百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 832,266百万円 支払 ー) 再保険料 143,786百万円 正味収入 保険料 688,479百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 1,652,336百万円 支払 ー) 再保険料 289,551百万円 正味収入 保険料 1,362,785百万円
※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 485,738百万円 回収 ー) 再保険金 103,268百万円 正味支払 保険金 382,470百万円	※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 485,981百万円 回収 ー) 再保険金 103,208百万円 正味支払 保険金 382,773百万円	※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 1,008,131百万円 回収 ー) 再保険金 201,260百万円 正味支払 保険金 806,871百万円
※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 121,961百万円 出再保険 ー) 手数料 9,047百万円 諸手数料 及び集金費 112,913百万円	※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 120,366百万円 出再保険 ー) 手数料 8,566百万円 諸手数料 及び集金費 111,799百万円	※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 241,628百万円 出再保険 ー) 手数料 18,866百万円 諸手数料 及び集金費 222,762百万円
※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 25,986百万円 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 △3,146百万円	※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 10,917百万円 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 6,612百万円	※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 30,338百万円 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 △2,427百万円
差引 (イ) 29,133百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △1,803百万円	差引 (イ) 4,304百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △2,360百万円	差引 (イ) 32,765百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) 98百万円
計 (イ+ロ) 27,329百万円	計 (イ+ロ) 1,943百万円	計 (イ+ロ) 32,864百万円
※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 7,796百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 2,583百万円	※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 15,206百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 1,926百万円	※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 4,777百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 △540百万円
差引 (イ) 5,212百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 15,963百万円	差引 (イ) 13,279百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 19,676百万円	差引 (イ) 5,318百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) △25,817百万円
計 (イ+ロ) 21,176百万円	計 (イ+ロ) 32,955百万円	計 (イ+ロ) △20,498百万円

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>171百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>64百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>62百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>83百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>43,556百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>3,748百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,652百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>1,426百万円</td></tr> <tr><td>利息及び</td><td></td></tr> <tr><td>配当金収入</td><td>51,766百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	171百万円	コールローン	64百万円	利息		買現先勘定	62百万円	利息		買入金銭債権	83百万円	利息		有価証券利息・		配当金	43,556百万円	貸付金利息	3,748百万円	不動産賃貸料	2,652百万円	その他利息・		配当金	1,426百万円	利息及び		配当金収入	51,766百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>213百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>282百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>248百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>186百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>61,842百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>4,246百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,627百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>984百万円</td></tr> <tr><td>利息及び</td><td></td></tr> <tr><td>配当金収入</td><td>70,630百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	213百万円	コールローン	282百万円	利息		買現先勘定	248百万円	利息		買入金銭債権	186百万円	利息		有価証券利息・		配当金	61,842百万円	貸付金利息	4,246百万円	不動産賃貸料	2,627百万円	その他利息・		配当金	984百万円	利息及び		配当金収入	70,630百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>374百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>207百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>198百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>193百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>96,589百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>7,824百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>5,302百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>2,934百万円</td></tr> <tr><td>利息及び</td><td></td></tr> <tr><td>配当金収入</td><td>113,625百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	374百万円	コールローン	207百万円	利息		買現先勘定	198百万円	利息		買入金銭債権	193百万円	利息		有価証券利息・		配当金	96,589百万円	貸付金利息	7,824百万円	不動産賃貸料	5,302百万円	その他利息・		配当金	2,934百万円	利息及び		配当金収入	113,625百万円
預貯金利息	171百万円																																																																																											
コールローン	64百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買現先勘定	62百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買入金銭債権	83百万円																																																																																											
利息																																																																																												
有価証券利息・																																																																																												
配当金	43,556百万円																																																																																											
貸付金利息	3,748百万円																																																																																											
不動産賃貸料	2,652百万円																																																																																											
その他利息・																																																																																												
配当金	1,426百万円																																																																																											
利息及び																																																																																												
配当金収入	51,766百万円																																																																																											
預貯金利息	213百万円																																																																																											
コールローン	282百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買現先勘定	248百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買入金銭債権	186百万円																																																																																											
利息																																																																																												
有価証券利息・																																																																																												
配当金	61,842百万円																																																																																											
貸付金利息	4,246百万円																																																																																											
不動産賃貸料	2,627百万円																																																																																											
その他利息・																																																																																												
配当金	984百万円																																																																																											
利息及び																																																																																												
配当金収入	70,630百万円																																																																																											
預貯金利息	374百万円																																																																																											
コールローン	207百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買現先勘定	198百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買入金銭債権	193百万円																																																																																											
利息																																																																																												
有価証券利息・																																																																																												
配当金	96,589百万円																																																																																											
貸付金利息	7,824百万円																																																																																											
不動産賃貸料	5,302百万円																																																																																											
その他利息・																																																																																												
配当金	2,934百万円																																																																																											
利息及び																																																																																												
配当金収入	113,625百万円																																																																																											
<p>※7 当中間会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。</p> <p>また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>賃貸不動産等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	—————	<p>※7 当期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。</p> <p>また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>賃貸不動産等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																																																										

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳				(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳	
用途	資産グループ	減損損失(百万円)			
		土地	建物	計	
賃貸 不動産等	福岡天神ビルなど2 物件	273	517	790	
(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却 価額を適用しております。 また、正味売却価額は不動 産鑑定評価基準に基づく鑑 定評価額を使用しております。				(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却 価額を適用しております。 また、正味売却価額は不動 産鑑定評価基準に基づく鑑 定評価額を使用しております。	
※8	特別利益は、固定資産処分益 112百万円であります。	※8	特別利益は、固定資産処分益 851百万円であります。	※8	特別利益は、固定資産処分益 3,310百万円であります。
※9	特別損失のその他は、自動車 保険の団体扱契約等に係る責 任準備金の過年度修正額 8,409百万円、行政処分に伴 う臨時的費用2,148百万円お よび固定資産処分損328百万 円などであります。	※9	特別損失のその他は、固定資 産処分損322百万円および不 動産評価損54百万円であり ます。	※9	特別損失のその他は、自動車 保険の団体扱契約等に係る責 任準備金の過年度修正額 8,409百万円、行政処分に伴 う臨時的費用2,371百万円お よび固定資産処分損1,151百 万円などであります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式 普通株式	3,508	117	111	3,514
合計	3,508	117	111	3,514

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加117千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少111千株は、単元未満株式の買増しによる減少8千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分103千株であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式 普通株式	3,266	113	173	3,205
合計	3,266	113	173	3,205

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加113千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少18千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分155千株であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
自己株式 普通株式	3,508	252	494	3,266
合計	3,508	252	494	3,266

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加252千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少494千株は、単元未満株式の買増しによる減少14千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分480千株であります。

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																										
	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>2,430</td> <td>1,252</td> <td>—</td> <td>1,178</td> </tr> </tbody> </table>			取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	2,430	1,252	—	1,178	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>3,194</td> <td>1,535</td> <td>—</td> <td>1,659</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	3,194	1,535	—	1,659	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>2,335</td> <td>1,102</td> <td>—</td> <td>1,232</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	その他の有形固定資産	2,335	1,102	—	1,232												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																									
動産	2,430	1,252	—	1,178																																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																									
動産	3,194	1,535	—	1,659																																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																									
その他の有形固定資産	2,335	1,102	—	1,232																																									
	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>498百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>679百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,178百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年内	498百万円	1年超	679百万円	合計	1,178百万円	支払リース料	518百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	518百万円	減損損失	—百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>676百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>983百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,659百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>702百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>702百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	676百万円	1年超	983百万円	合計	1,659百万円	支払リース料	702百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	702百万円	減損損失	—百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>469百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>762百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,232百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>551百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>551百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	469百万円	1年超	762百万円	合計	1,232百万円	支払リース料	551百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	551百万円	減損損失	—百万円
1年内	498百万円																																												
1年超	679百万円																																												
合計	1,178百万円																																												
支払リース料	518百万円																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																												
減価償却費相当額	518百万円																																												
減損損失	—百万円																																												
1年内	676百万円																																												
1年超	983百万円																																												
合計	1,659百万円																																												
支払リース料	702百万円																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																												
減価償却費相当額	702百万円																																												
減損損失	—百万円																																												
1年内	469百万円																																												
1年超	762百万円																																												
合計	1,232百万円																																												
支払リース料	551百万円																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																												
減価償却費相当額	551百万円																																												
減損損失	—百万円																																												
2 オペレーティング・リース取引	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>95百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>196百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	95百万円	1年超	100百万円	合計	196百万円	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	43百万円	1年超	57百万円	合計	100百万円	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>111百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>182百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	70百万円	1年超	111百万円	合計	182百万円																								
1年内	95百万円																																												
1年超	100百万円																																												
合計	196百万円																																												
1年内	43百万円																																												
1年超	57百万円																																												
合計	100百万円																																												
1年内	70百万円																																												
1年超	111百万円																																												
合計	182百万円																																												

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,388.40円	1株当たり純資産額 1,484.25円	1株当たり純資産額 1,496.97円
1株当たり中間純利益 23.20円	1株当たり中間純利益 43.95円	1株当たり当期純利益 48.92円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 23.18円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 43.92円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 48.88円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	22,842	43,273	48,159
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	22,842	43,273	48,159
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,227	984,500	984,260
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	910	570	845
(うち新株予約権(千株))	(910)	(570)	(845)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2銘柄 潜在株式の数 689,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 4銘柄 潜在株式の数 1,408,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 3銘柄 潜在株式の数 1,005,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 1株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	1,366,642	1,461,760	1,474,041
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	152	467	315
(うち新株予約権)	(152)	(467)	(315)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	1,366,490	1,461,293	1,473,725
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数(千株)	984,218	984,527	984,467

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書 事業年度 自 平成18年 4 月 1 日 平成19年 6 月27日  
及びその添付書類 (第64期) 至 平成19年 3 月31日 関東財務局長に提出
  
- (2) 臨時報告書 平成19年 7 月27日  
関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 (ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行) に基づく臨時報告書であります。
  
- (3) 臨時報告書の訂正報告書 平成19年 8 月14日  
関東財務局長に提出  
平成19年 7 月27日関東財務局長に提出した臨時報告書に係る訂正報告書 (新株予約権発行日到来による内容の一部確定) であります。
  
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年 8 月28日  
関東財務局長に提出  
平成19年 6 月27日関東財務局長に提出した第64期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
  
- (5) 訂正発行登録書 平成19年 6 月27日  
平成19年 7 月27日  
平成19年 8 月14日  
平成19年 8 月28日  
関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月27日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 殿

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 殿

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月27日

株式会社損害保険ジャパン  
取締役会 殿

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 殿

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

